

京都府食の安心・安全行動計画骨子（案）

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例に基づき、食の安心・安全の取組を総合的・効果的・効率的に推進するため、中期的な実行計画として本計画を策定します。

生産から流通を経て、消費者に至るまでの一貫した食の安心・安全確保の取り組みは、行政はもとより、農林漁業者や食品事業者、消費者など府民が一体となって推進する必要があることから、本計画は府の取組及び府と府民が連携した取組を内容とします。

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 府における食の安心・安全確保の現状及び課題

「食」を取り巻く現状

外食等の増加や多様な加工食品が販売され、便利な食生活を享受する一方、食品に関するリスクも増大している。

また、輸入された食品・原材料の増加に伴い、リスクが増大している。

食品に関する問題が発生したとき、食品関連事業者による正確な情報提供が不十分なために、被害が拡大することが多い。

- 指定外添加物の食品への使用、農薬の残留基準値を超えた輸入野菜、ダイエット食品やいわゆる健康食品などによる健康被害、食品表示偽装の発生などにより、食への不信・不安が生じている。

食品の安全性に関する行政等の情報公開が不十分であり、食品の安全性に関する消費者の理解も十分とはいえない。

また、府の施策検討への府民参画も十分に進んでいるとはいえない状況である。

4つの課題

- 1 食品の生産・製造において、科学的知見に基づく食品のリスク管理手法を導入することにより、食品の安全性を高水準で確保することが必要。
- 2 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保の取組が府民に見えるよう情報公開を促進し、「食の安心」につなげる工夫が必要。
- 3 消費者の視点に立って、より効率的・効果的な食品の監視・指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、「食の安心」につなげることが必要。
- 4 食の安心・安全に関わる行政の情報公開を徹底した上で、府民参画を促進することが必要。
また、消費者と食品関連事業者の交流促進や学習機会の提供などにより消費者の理解を深めることが必要。

これらの課題を解決するため、次の事項を柱に取組を進めます

1 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による取組を応援します。

2 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

3 信頼づくり

京都府における情報開示を徹底し、府民参画を進めます。

また、食品関連事業者と消費者の交流や消費者による学習活動を応援し、顔の見える関係づくりを進めることにより、食品関連事業者と消費者の信頼を築きます。

* 食品関連事業者：食品に携わる事業者全てを指します。食品製造事業者はもちろん、農林漁業・流通関係事業者なども含みます。

第2節 基本的事項

1 取組の視点

府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、次の視点を持って取組を進めます。

生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施

科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止

府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化

府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力

環境に及ぼす影響に配慮

2 計画対象期間

本計画の推進期間は、平成19年度～21年度の3年間とします。

* 最終年度に見直しを行い、22年度以降の計画を策定

3 成果目標

府内産食品（農林水産物を含む。）を安心だと感じる府民の割合を、平成21年度に7割以上とします。

* 個別施策の数値目標は、施策ごとに記入

第2章 施策展開の方向

第1節 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による取組を促進します。

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

より安全な農産物の生産に向けた取組

【継続】

- ・ 病虫害発生予察情報等を活用した効果的な病虫害防除により、減農薬の取組を推進します。
- ・ 作物ごとの病虫害等防除マニュアルを作成・配布し、全販売農家に対して、作付け前と防除時期の前の2回配布を行い、農薬の適正使用を徹底します。
- ・ 農薬販売者に対する講習会や、農薬販売者・防除業者などを対象にした農薬管理指導士の認定試験・研修会により、資質向上を図ります。
- ・ 農業団体が実施する京都米の残留農薬検査を支援します。

【新規】

- ・ 農作物における総合的な品質管理手法（適正農業規範：GAP）導入の手引を主要な作物ごとに作成します。また、モデル農家において導入するよう指導します。
- ・ 農業団体が実施する野菜の残留農薬検査を支援します。

* 農薬管理指導士

農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱等に対する安全確保について強い意志を持つ者

* 適正農業規範（GAP）

農産物・畜産物の安全性を確保するため、生産段階に加え、洗浄・選別・保管・出荷・輸送に至るまでの各段階も含め、総合的なリスク管理の手法。

より安全な畜産物の生産に向けた取組

【継続】

- ・ 畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜における飼養衛生管理基準の順守を徹底します。
- ・ 畜産物生産における高度な衛生管理システムについて、モデル農家において導入するよう指導します。
- ・ 畜産農家を巡回監視・指導し、動物用医薬品の適正使用を徹底します。

* 飼養衛生管理基準

伝染病を予防するために家畜（牛、豚、鶏）を飼育している者が最低限守らなければならない衛生管理項目を定めた国の基準

* 畜産物生産における高度な衛生管理システム：

家畜伝染病の予防と安全な畜産物を生産するために必要な衛生管理項目を定め、記録・保存する京都府のシステム

より安全な水産物の生産に向けた取組

【継続】

- ・ 養殖事業者を巡回指導し、動物用医薬品の適正使用を徹底します。
- ・ 水産加工事業所の役職員を対象に講習会を開催し、水産加工品における衛生管理意識の向上を図ります。

より安全な加工食品の製造に向けた取組

【継続】

- ・ 食品関連団体・事業者が開催する研修会・講習会に講師を派遣します。
- ・ 食品衛生指導員、食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）など食品関係事業者による自主衛生管理運動を支援・推進します。
- ・ 食品関係事業所における「衛生管理基準」順守の徹底を指導します。
- ・ 食品関係事業者による、業種ごとの「京の食品安全管理プログラム」作成と、取組事業者の拡大を支援します。
- ・ 事業者のCSR（企業の社会的責任）の自主的な取組を支援します。

* 食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）

営業者等に対して、自主衛生管理推進のための指導や助言を行うため、社団法人食品衛生協会の推薦に基づき知事が委嘱

* 京の食品安全管理プログラム：

「食品衛生新5S」（食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの）を基本として、京都府の実態に即した品質管理システムを手引にしたもの

2 情報開示の促進による安心感向上の取組

農畜産物の生産履歴情報開示の促進

【継続】

- ・ 府内産の米、京野菜などの生産履歴情報について、開示する数量を拡大します。
- ・ 牛肉のトレーサビリティ（生産履歴情報追跡）システムの運営を継続します。
- ・ 鶏卵・鶏肉のトレーサビリティ・システム取組農家数を拡大します。

*トレーサビリティ・システム：

食品の生産・加工・流通について、各段階で記録をとり、管理することによって、食品がたどってきた過程を追跡可能にする方式のこと。

加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

【継続】

- ・ 「きょうと信頼食品登録制度」の普及を図り、登録食品を拡大します。

*きょうと信頼食品登録制度：

府が定める基準より高い水準の品質管理を行っており、生産・製造情報を開示できる食品（生産者・事業者）を登録し、府民にそれらの情報を提供する制度

3 環境に配慮した食品生産の取組

農畜産物生産における取組

【継続】

- ・ 土づくりを基本に減農薬・減化学肥料の取組である「京都こだわり農法」の普及により、栽培面積を拡大します。
- ・ 研究機関において試験研究された減農薬等栽培技術を、普及センターが現地で実証し、「京都こだわり農法」を推進します。
- ・ エコファーマーの認定を進めます。
- ・ モデル畜産農家を指定し、環境規範に基づく管理を導入します。
- ・ 養殖漁業における適正な養殖密度による管理を指導します。

*京都こだわり農法

優れた品質や生産力の強化によるブランド力の向上を図るため、伝統農法と最新技術を組み合わせ、農薬・化学肥料を軽減する農法

*エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、減化学農薬、減化学肥料栽培の3つの技術を組み合わせた環境にやさしい農業についての導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称。認定を受けると、認定対象品目に、エコファーマーのマーク（全国共通）を貼付できる。

食品製造における取組

【継続】

- ・ 食品業界において「エコ京都21」を普及し、認定事業所数の増加を図ります。

*エコ京都21

環境に配慮した取り組みを行っている事業所を認定。地球温暖化防止部門、循環型社会形成部門の2部門があり、リサイクルの推進等を行っている事業所は循環型社会形成部門の認定を受けている。

第2節 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果について公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

農畜水産物の生産段階における監視・指導

【継続】

- ・ 農薬販売事業者等を立入検査し、無登録農薬などの販売を防止します。
- ・ 全国調査として、農地土壌中のカドミウム等の含有量を定点監視します。
- ・ 畜産農家の巡回監視・指導や予防検査等により、徹底した家畜伝染病予防対策を行います。

食品等の流通段階における監視・指導

【継続】

- ・ 年間計画に基づき、食品（農畜水産物を含む。）の収去検査を効果的に実施します。
- ・ 年間計画（食品衛生監視指導計画）について府民意見を募集し、計画に反映させます。
- ・ 食中毒等事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。
- ・ 食品関係営業施設について、衛生管理基準等の徹底を監視・指導します。
- ・ 高リスク食品取扱い施設、広域流通食品製造施設などを対象に、各保健所連携による「食品衛生監視機動班」が、監視・指導、収去検査を実施します。
- ・ 毎年7月～9月を「食中毒予防推進強化期間」とし、食品関係営業者に對する集中的な監視指導を行います。
また、食品、添加物等について、毎年、年末一斉取締を実施します。
- ・ いわゆる健康食品（無承認・無許可医薬品の疑い）について、販売業者への立入検査やインターネット販売に関する監視を強化します。
- ・ 検査内容の多様化・高度化に対応できる検査体制（機器整備と高度な検査技術）を確保します。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の確保

【継続】

- ・ 高度な検査機器を整備した中丹家畜保健衛生所を核に、関係機関と連携した「広域防疫対策センター」を整備し、家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。
- ・ 府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全の確保対策を継続します。
- ・ 養鶏農家による家畜保健衛生所への定期報告や簡易検査の実施など食鳥肉に対する安心・安全の確保対策を継続します。

3 適正な食品表示の確保

【継続】

- ・ 食品表示についての正しい知識を普及するため、事業者や消費者を対象とした研修会を開催します。
- ・ 原産地表示、アレルギー食品・添加物等表示等の適正表示のため、事業者に対する監視・指導を行います。
- ・ 食品表示110番の設置による相談対応を継続します。
- ・ 食品に関する不当な広告や表示などについて、くらしの安心推進員をはじめ府民から情報提供いただくなどにより、府民ぐるみによる監視を行います。

【新規】

- ・ 「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

第3節 信頼づくり

京都府における情報開示を徹底し、府民参画を進めます。

また、食品関連事業者と消費者の交流や消費者による学習活動を応援し、顔の見える関係づくりを進めることにより、食品関連事業者と消費者の信頼を築きます。

1 食の安心・安全に関する情報提供

【継続】

- ・ 京都府ホームページ（「京の食“安心かわら版”」、「食の安心・安全プロジェクトホームページ」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。
- ・ 京都府が行った食品に関する監視指導結果を公表します。
「食品衛生監視指導計画」の実施結果
農薬販売者・使用者、登録肥料生産業者への立入検査結果
JAS法等食品表示制度に基づく立入検査結果
- ・ 登録された府民にメールマガジンを配信します。

【新規】

- ・ 京都府ホームページ（食の安心・安全プロジェクトホームページ）に、子ども向けコーナーを設けます。
- ・ 京都府の施策の毎年の実施状況について、京都府のホームページや府民意見交換会などで公表します。

2 顔の見える関係づくりの推進

【継続】

- ・ 食品関連事業者と消費者が交流する「食に関する座談会」を定期的に開催します。
- ・ 地産地消促進の取組と併せて、農産物直売所などにおける生産者と消費者の交流を応援します。
- ・ 消費者による産地見学会などを通じて、生産者と消費者の交流を応援します。

【新規】

- ・ 食の安心・安全の取組を府民みんなで進めるという意識を醸成するため、府内の消費者団体・生産者団体等と連携して「食の安心・安全府民フォーラム」を開催します。
- ・ 消費者が見学できる農業施設・食品製造施設等を、府のホームページ等で情報提供します。

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

【継続】

- ・ 食品の安全性に関する知識の啓発のため「食の安心・安全セミナー」を開催します。
- ・ 学校や地域などの学習会・消費者講座に講師を派遣します。
- ・ 協力店と連携し、買い物客へ食品の安全性に関する知識の啓発を行います。

【新規】

- ・ 「食の安心・安全推進月間」を設定し、消費者団体等と連携して食品の安全性に関する知識の啓発を行います。(再掲)

4 府民参画の推進

【継続】

- ・ 「京都府食品衛生監視指導計画」の策定に当たり、毎年、府民の意見を聞きます。(再掲)
- ・ 府内における食の安心・安全の取組をテーマに、消費者団体との意見交換会を定期的に開催します。

【新規】

- ・ 京都府の施策の毎年の実施状況について、府民意見交換会を開催し、意見を翌年度の計画に反映させます。(再掲)

第3章 行動計画の管理・公表

1 行動計画の管理・公表

- ・ 京都府食の安心・安全行動計画に基づく、年度別計画を策定するとともに、年度別計画の実施状況をまとめ、ホームページ等で公表します。

2 実施状況の評価と翌年度計画への反映

- ・ 京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の年度別実施状況について、毎年、食の安心・安全審議会による評価を実施します。その評価は、翌年度の計画に反映させます。
- ・ 府民意見交換会や府ホームページで府民の意見を求め、翌年度の計画に反映させます。